

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「及び」を「、」に改め、「第二条の四第一項」の下に「及び第二条の五第一項」を加える。

様式第一号中

10 申請理由の別	新規	・ 営業譲
11 (営業譲渡の場合) 4及び6～9について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更なし

渡

を削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
様式第一号の注中1を削り、2を「1」、3を2とする。

様式第二号中

9 申請理由の別	新規	・ 営業譲
10 (営業譲渡の場合) 3及び5～8について既存の営業からの変更の有無	変更あり	・ 変更なし

渡

を削り、同様式の添付書類1を次のように改める。

1 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

様式第二号の添付書類中2を削り、3を2とし、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第四号(三)を様式第四号(四)とし、様式第四号(二)を様式第四号(三)とし、様式第四号(一)を様式第四号(二)とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(1) (第6条関係)

クリーニング営業者の地位の承継届 (事業譲渡)	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事 埼玉県 保健所長	
住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者氏名 生年月日 (法人にあつては省略)	
下記のとおりクリーニング営業者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。	
記	
1 譲渡人の氏名又は 名称及び代表者氏名	
2 譲渡人の住所又は 主たる事務所の所在地	
3 譲渡の年月日	
4 名称 (屋号)	
5 所在地 (無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号)	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

附 則

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。